

Global Village Hawaii Refund Policy 2020 グローバルビレッジハワイ 2020年度返金規定

グローバルビレッジハワイにお申し込みをなさる場合は、以下のグローバルビレッジハワイ返金規定及び GV 一般規約への同意が必要です。

一般的な払戻し方針

- 1) この方針において、「プログラム」の用語は、学生が登録した学習の全サイクルを指します。学習の延長については、別途取り扱います。
- 2) 払戻しが検討されるためには、学生または代理人は、記入済みの解約書式の提出、もしくは他の何らかの手段によって書面により学校に解約を通知します。
- 3) 登録が開始した後の学習プログラム変更による週あたりの英語レッスン数の減少(例えば、20 レッスン/週から 16 レッスン/週への変更)については、110ドルの 1 回限りの学習プログラム変更料金が発生します。
- 4) 特別活動プログラム[例えば学習旅行、イングリッシュ・プラスなど]については、ホームステイ、アクティビティ、空港送迎または旅行の払戻しはなく、通常の解約/退学方針に従って提供された授業料のみ払い戻されます[以下を参照してください]。
- 5) 休日、卒業、オリエンテーション、天災、学校の制御範囲を超えるその他の事態のうちのいずれかまたはすべてにより休校となったクラスの払戻しまたは補習はありません。
- 6) 学生が登録し、有効に発注したプログラムをグローバルビレッジハワイが中止した場合、グローバルビレッジハワイは、学生が支払った全ての金銭を払い戻します。学生が代理店を通じて申し込みをした場合、グローバルビレッジハワイは、学生の代理店に確認し、適用する払い戻し金額をお知らせします。
- 7) 学生が学校の方針に違反したために学校から退学させられた場合、グローバルビレッジハワイは、通常の返金規定に基づき、返金処理を行う[以下 10a を参照してください]。
- 8) 旅行代理店を通じて登録した学生は、これらの代理店との契約に署名したものと了解され、当該契約には、解約違約金、払戻し拒否方針、または本国のみで適用する払い戻し条件を含む可能性があります。代理人が送り出した学生に関する全ての場合において、グローバルビレッジハワイは、払戻しを行う前に、旅行代理店との間の代理店学生間契約の条件を確認します。
- 9) 一旦書籍が学生に支給された場合、教科書料金は払い戻されません。学生が前の学習から同じ版の教科書を有する場合、学生は、新しい教科書について払戻しを要請することができます。要請は、学習の最初の週に行わなければならないなりません。払戻しは、この期間の後には行われません。
- 10) 学生のプログラム開始日前の登録の解約/取消し、または未出席(無断欠席)のクラスに関する払い戻し方針:
 - 10.a グローバルビレッジハワイは、以下の払戻し不可能な料金を差し引いて、支払われた全ての金銭を払い戻します。登録料金、宿泊斡旋料金、グローバルビレッジハワイが負担した(保証金を含む)実際の住宅費用、速達郵便料金、および SEVIS 関連料金。しかしながら、学生が登録を提出してから 72 時間以内に解約した場合、グローバルビレッジハワイは、該当する場合、払戻し不可能な宿泊の保証金、速達郵便料金、および SEVIS 関連料金を差し引いて、支払われた全ての金銭を払い戻します。学生都合による解約の場合、500ドルを限度として、特定された払戻し不可能な料金における金額が請求されることがあります。すべての払い戻し手続きは、レッスンの初日、または解約をされた日のどちらか早い日付から45日以内で行われます。
 - 10.b 学生のビザ/入国の拒否: 学生ビザまたは米国への入国を拒否された学生には、該当する場合、払戻し不可能な宿泊保証金、グローバルビレッジハワイが負担した実際の住宅費用、速達郵便料金、および SEVIS

関連料金を差し引いて、支払われた全ての金銭の全額の払戻しが行われます。500ドルを限度として特定された払戻し不可能な金額が請求されることがあります。

- 11) 学生のプログラム開始日後の登録の解約／取消し:
全ての解約について、学生は、解約書式に記入もしくは何らかの他の手段によって書面によりグローバルビレッジハワイに通知しなければなりません。学生が退学の意思を学校に通知しない場合、グローバルビレッジハワイは、出席記録を確認し、学生が連続して 10 日間授業に欠席している場合、学生は、学校から退学させられ、学生の I-20 は終了します。グローバルビレッジハワイは、出席の最終日に基づき、学生の払戻金(該当する場合)を計算します。払い戻される金銭は、学生の自宅住所またはその旅行代理店に郵送されます。
- 11.a いかなる払戻しも、学生の学習プログラムの最初の 4 週間については行われません。
- 11.b 学生の学習プログラムの最初の 4 週間の後、但し中間時以前に解約／退学を行う学生について、グローバルビレッジハワイは、授業料とその他の費用の比例配分された金額を留保することができます。中間時の後に退学する学生について、グローバルビレッジハワイは、学生の学習プログラムの料金の全てを留保することができます。
- 11.c 比例配分される払戻金は、週単位で計算されます。週の数を決める場合、グローバルビレッジハワイは、学生が予定していた週の間少なくとも 1 日出席していたことを条件として、週全体が完了したのと同様に週の一部を定義します。
- 11.d 最初の学習プログラムを完了した後、但し以降の学習プログラムの中間時以前に解約／退学を行う学生について、グローバルビレッジハワイは、中間時までの授業料とその他の費用の比例配分された金額を留保することができます。以降の学習プログラムの中間時の後に解約／退学を行う学生について、グローバルビレッジハワイは、当該学習プログラムの授業料の全てを留保することができます。
- 11.e 学生に支払うべき払戻金は、将来の授業料に充当することができません。
- 11.f 親族(配偶者、親、祖父、子供、兄弟、姉妹、義母、義父または法律上の保護者)の死亡により学生の学習プログラムの最初の 4 週間の前または中間時の後に解約／退学を行う学生について、グローバルビレッジハワイは、親族の死亡の公式文書の受領と同時に、学生の未利用の授業料の 50%とその他の返金可能な費用を払い戻します。

宿泊費払戻し方針

12) ホームステイ:

ホームステイの開始前の解約／退学:

12.a 宿泊幹旋料金と追加宿泊幹旋料金を除くすべての費用が払い戻されます。

ホームステイの開始後の解約／退学:

12.b ホームステイ期間の解約をする場合、学生はホームステイ期間終了の3週間前にはグローバルビレッジハワイの宿泊担当オフィスへ書面にて通知しなければなりません。3 週間未満前の解約については、グローバルビレッジハワイは、払戻し不可能な料金として最大3週間分のホームステイ費用を留保します。

12.c ホストファミリーがホームステイ条件を満たさなかった場合、宿泊担当オフィスは、通知を受け、問題を調停および／または是正する機会を与えられなければなりません。宿泊担当オフィスの調停の後、かつ問題が継続する場合のみ、学生は他のホームステイへ移動し、既に利用されたホームステイの期間については、いかなる払い戻しも行われません。代替のホームステイが見つからない場合のみ、宿泊費の払戻しが行われます。

13) グローバルビレッジハワイレジデンス:

カイクレジデンスおよびカピオラニレジデンスの部屋が一旦学生に予約された後は、家賃・宿泊斡旋料金・ならびにその他関連する料金の払い戻しがありません。

- 14) アパート／宿舍：
学生が到着前にその宿泊予約を解約した場合、アパートおよび宿舍の保証金のいかなる払い戻しも行われません。
- 14.a 書面の解約通知がアパートのチェックインの開始の30日以上前に行われた場合、全ての金銭は、35ドルのアパート解約料金および宿泊斡旋料金を除き、払い戻されます。
- 14.b アパートのチェックイン日から31日未満前に書面での解約／変更通知が提出される場合、グローバルビレッジハワイは家賃・セキュリティデポジット・宿泊斡旋料金・アパート解約料金\$35を留保します。
- 15) 空港送迎：
送迎日前の解約／変更：
- 15.a 書面の解約／変更通知が到着または出発送迎の日の2週間以上前に行われた場合、送迎料金は払い戻されます。
- 15.b 書面の解約／変更通知が到着または出発送迎の日の2週間未満前に行われた場合、送迎料金のいかなる払い戻しも行われません。

転校方針

- 16) グローバルビレッジハワイへの転校：全日制のF-1ビザ学生として他校に登録している善良な非移民学生は、グローバルビレッジハワイに転校することができます。グローバルビレッジハワイへの全ての入学手続きを完了しなければなりません。さらに転校申請者は、以下を行わなければなりません。
- 16.a 現在の学校に転校の意図を通知すること。
- 16.b グローバルビレッジハワイのInternational Student Transfer Formを現在の学校に記入してもらうこと。
- 16.c 現在のI-20(全日制の学生)、パスポート、および全ての該当するグローバルビレッジハワイの入学文書の写しを提出すること。
- 17) 他の学校への転校：適切な書式に記入するために、指定スクールオフィサーに相談してください。学生は、新しい学校の書式をグローバルビレッジハワイに記入してもらう必要がある場合もあります(該当する書式が必要かどうか確認するため、新しい学校に相談してください)。

アドミッションポリシー

グローバルビレッジハワイは、米国大学進学準備、個人的及び、専門的語学習得を目的とする受講者の為に最高の英語講座を提供します。我々の使命はアカデミック、課外アクティビティ、宿泊施設、学生サービスの分野における最高水準の質の高い基準を徹底的に遂行することにより、積極的、協力的、活気を与える英語学習の環境を提供することです。

グローバルビレッジハワイでは、16歳以上大人対象の一般英語(8レベル)、イングリッシュプロ、ケンブリッジFCE&CAEプログラム、その他、イングリッシュプラスプログラム「例：英語＋サーフィン、英語＋フラ」、オプションプログラム「週5レッスン、例：ケンブリッジブースター、IELTS、TOEIC、TOEFL テスト準備、発音、会話」、プライベートやセミプライベートなどの様々な英語学習コースを提供しています。

グローバルビレッジは更に、ユース、ジュニア向けにケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム(YLE)やケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュ(TLE)を提供しています。YLEは7歳から12歳に推奨

され、TLE は12歳から17歳へ推奨されます。プライベート、セミプライベートレッスンも、ユース、ジュニア生徒に提供しています。

学生は米国国土安全保障省、米国国土省の規制に従い、受講者は入学時に、レベルチェックテスト、及び、カウンセリング(特別な援助を必要とする場合)の一方かもしくは両方によって英語力が査定され、適切なコースやレベルが決定されます。

コース入学要件

- 一般英語 (GEP) はクラス分けテストと/や、アカデミックカウンセリングに基づき、初級から上級まで8レベル提供します。
- ケンブリッジプログラムは入学テストで最低45%の得点、または過去2年以内に一つ下のケンブリッジ検定のレベルの合格が必要となります。
- ケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム、ケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュプログラムは最低レベルの英語力は必要としません。

グローバルビレッジハワイは、ケンブリッジ FCE & CAE、ケンブリッジヤングラーナーズオブイングリッシュプログラム、ケンブリッジティーンラーナーズオブイングリッシュプログラムを除くすべてのコース入学は、一年を通していつでも可能です。グローバルビレッジハワイでの最長受講可能期間は36か月です。

週18時間以上受講の留学生(例: 週25レッスンコース)は学生ビザ(F-1)を取得する必要があります。18時間以下の受講の場合(例: 週16または20レッスンコース)は、学生ビザの取得は必要ありません。ビザ規制に関する情報は以下のウェブサイトから入手できます。

- U.S. Department of State: <https://travel.state.gov/content/visas/en.html>
- U.S. Department of Homeland and Security: <https://studyinthestates.dhs.gov/>
- U.S. Embassy: <https://www.usembassy.gov/>

グローバルビレッジハワイは人種、色、国籍、民族性、性別、宗教、性的指向、婚姻ステータス、年齢、政治的意見、移民ステータス、または障害による差別を行いません。

F-1 ビザ以外の入学手続き方法 (週に 21 またはそれ以下のレッスン数/週 18 時間以下の授業時間)

1. グローバルビレッジハワイ プログラム申込書をオンライン、E-Mail、FAX、郵送またはグローバルビレッジハワイ窓口にて直接、のいずれかの方法で提出してください。
2. 入学手続きの条件として、デポジット US\$500 の支払いが必要です。また、同時に滞在先の手配の為グローバルビレッジハワイの要求する金額をデポジットとしてお支払いいただきます。空き情報の確認はグローバルビレッジハワイにお問い合わせ下さい。
3. 上記の手続きが終了後、入学許可書ならびに残りの請求額のインボイス(請求書)を発行いたします。

4. 受講費、宿泊費、その他費用の残金は、受講開始前までに、お支払いいただきます。お支払い方法は、海外送金、クレジットカード、マネーオーダーです。また銀行送金諸費用は受講者ご自身にてご負担ください。分割払いについては学校にお問合せ下さい。

F-1ビザ希望者の入学手続方法(週に22またはそれ以上のレッスン数/週18時間以上の授業時間)

1. グローバルビレッジハワイ プログラム申込書をオンライン、Email、郵送、FAX またはグローバルビレッジハワイ窓口にて直接のいずれかの方法で提出してください。

また、I-20発行の為、下記の書類も申込書に同封または添付してください。

1.a. 申込者の有効なパスポートのコピー

1.b. 本人またはスポンサーの銀行残高証明(1ヶ月につき、US2,800ドル以上を保証する残高)

滞在が6ヶ月の場合、残高はUS16,800ドル以上の金額を保証するものをご提出ください。

2. 入学手続きの条件として、デポジットUS\$500の支払いが必要です。また、同時に滞在先の手配も必要であれば、グローバルビレッジハワイの要求する金額をデポジットとしてお支払いいただきます。空き情報の確認はグローバルビレッジハワイに問い合わせして下さい。

3. 上記の手続きが終了いたしますと、I-20を5営業日以内に郵送します。郵便の速達費用は、グローバルビレッジハワイでは負担しません。

4. I-20を受領後、申込者をご自身にて、SEVIS (I-901) 料金の支払いを www.fmjfee.com より完了します。支払いが完了したら、レシート(支払いの証明)を学生ビザ取得の面接の為に印刷します。

SEVIS 料金に関しての詳しい情報は、下記のリンクよりご覧いただけます。

<http://www.ice.gov/sevis/i901/index.htm>

5.その後、自国の米国大使館へ学生ビザ取得の為の面接予約を取ります。申請には、I-20、SEVIS 料金支払い証明(レシート)、その他アメリカ大使館に必要とされる書類を持ち、指定された日時にアメリカ大使館に行きます。

グローバルビレッジハワイは入学許可書ならびに残りの請求額のインボイス(請求書)をE-MailまたはFaxにて送ります。

原本は希望に応じて郵送可能です。

6. 受講費、宿泊費、その他費用の残金は、受講開始初日前までに、お支払いいただきます。お支払い方法は、海外送金、マネーオーダー、クレジットカードが可能です。また、別途銀行手続き費用がかかる場合がございます。学生ビザの取得には2ヶ月以上かかる場合があります。

休学について

休学を希望するグローバルビレッジハワイの受講者は、突然の事由によりやむを得ない場合を除き、休学をしようとする5営業日前までに休学届(Leave of Absence Request Form)に記入するなど、書面にて休学の届け出をすることが出来ます。受講者は、休学の理由と日付を休学届に明記する必要があります。休学の承認は、スチューデントサービスマネジャーの署名を以て、休学届に記録され、その写しを受講者が受け取ります。休学期間が終了した後に出席がない場合、グローバルビレッジハワイは受講者を退学とし、学生ビザ保有者へはそのSEVIS記録を最終登校日の日付で取り消します。また、最終登校日を基準として、グローバルビレッジハワイのキャンセルポリシーが適用されます。休学中の授業料の返金は、通常、発生しません。また、休学による追加の費用も発生しません。

グローバルビレッジハワイは、出席率がよく、26週間続けて受講した受講者が書面での休学届を提出した場合、最長で4週間までの休学を許可します。休学は、月曜日から金曜日までの1週単位で許可されます。出席率がよい受講者の定義は、謹慎期間でない受講者またはStudent Learning Plan (SLP)の受講者でないことを指します。アカデミックイヤーやセメスターギャッププログラムの受講者は、すでにプログラム内に規定の休暇が設けられているため、緊急時の休学以外の追加の休学を取得する資格はありません。また、休学期間は一年以内に使われなければなりません。

以下の緊急時においては、休学が許可されます。

1. 傷病による休学： 疾病や健康状態により治療を必要とする受講者は、2週間またはそれ以上の休学を許可されます。復学時に医師の診断書を提出してください。提出がない場合、その期間は欠席とみなします。
2. 家族の緊急時： 受講者の家族が死亡、重症の病気、入院時、または、結婚式などのその他の家庭行事が該当します。受講者との関係により、家族以外も特別に考慮される場合があります。

休学が承認されるには、受講者はスチューデントサービスマネジャーと面談する必要があります。休学は複数回可能ですが、合計の休学期間は、最大で1年のうち90日、もしくは、プログラム受講期間の50%の期間のどちらか短い方になります。また、4週以上の休暇延長を申請する受講者は、復学の際、新たにテストを受ける必要があります。休学期間は上記記載の条件に該当する場合、延長が考慮されます。休学の延長には、現在の休学期間が終了する前に、書面にてアシスタントディレクター/スチューデントサービスマネジャーに届け出、承認を得る必要があります。休学届の写しは、復学の際、またはEmailやFaxにて受講者が受け取ります。

規約は、変更される場合がございます。最新の情報は、www.gvenglish.comからご参照ください。

GV一般規約(GV General Conditions)

料金

2019年12月31日以前に受領した2020年の受講申し込みは、2019年の受講料金請求となります。このポリシーは、ホームステイ以外の宿泊施設には適用されません。2020年1月1日以降に受領した申し込みには、2020年の授業料が請求されます。

GV 申請プロセス

入学許可書は申請手続き完了ならびに入金が確認された後に発行されます。支払規定についてはお申し込みのGVキャンパスにお問い合わせ下さい。

原本は、郵送、Eメール、ファックス等でご案内をいたしますが、国際郵便費用に関しては、GVは負担いたしません。

未成年者

18歳未満(ビクトリア、バンクーバーでは 19歳未満)の申し込み者の署名には保護者(法定後見人)の署名が必要になります。プログラム参加条件として、GV未成年者同意書(Underage agreement)に保護者(法定後見人)の同意ならびに署名が義務付けられます。また、スチューデントコントラクトにも保護者(法定後見人)の署名が必要です(カナダのみ)。未成年後見人(Custodianship)が必要になる場合もあります

支払規定

学生ビザを申請する場合は、先にGVに支払いを行う必要があります。支払方法ならびにその他の必要事項については、それぞれお申し込みのGVキャンパス、領事館または大使館等へお問い合わせ下さい。支払い方法はクレジットカード、銀行送金、マネーオーダーが可能です。銀行送金に関わる手続費用は送金人負担とさせていただきます。

返金請求

GV料金表の返金規定及び、お申し込みのGVキャンパスの規定をご参照ください。返金請求は全て書面にてGVキャンパスへお知らせ願います。書面にて返金請求を受領した日が「返金請求が出された日」とさせていただきます。よって、返金の対象になる日数ならびに金額は、申請が受領された日に基づき計算されます。

GV免責事項

プログラム開始日ならびにプログラム、またその内容は、予告無しに変更される可能性があります。また、GV料金表に記載する料金、日程、規定等も同様に予告無しに変更される可能性があります。全てのプログラムの開講は、申し込み状況により判断されます。最新の情報は、GVウェブサイトをご参照ください。

キャンパス内外で起こりうる受講者の所持品の紛失、損害、または、受講者の負傷、死亡等のあらゆる事故については受講者個人の責に帰します。よって GV及びそのメンバースクールでは、いかなる場合も損害等の補償を致しません。

受講者は、GVの規則に従って生活していただきます。これに反した場合には申込者本人の責となり、退学を要求される場合があります。この場合、返金はありません(カナダのみ)。

全てのクレームは、該当するGVキャンパスのダイレクターに書面にて報告をしてください。クレーム解決の手続きについては、各キャンパスにお問い合わせ下さい。

海外旅行傷害保険加入の義務（場合によっては、現地傷害保険の加入義務もあります）

カナダ: 受講者もしくはその法定後見人には、プログラム参加前までに、十分な補償額の医療保険に加入する責任があります。最低補償額\$500,000.00以上の医療保険に加入されることを強くお勧め致します。

USA: すべての18歳以上のプログラム申込者にはプログラム参加条件として海外旅行傷害保険の加入を強くお勧め致します。18歳未満の申込者は、プログラム開始前に保険証書のコピーを提出することが義務付けられています。

GVハワイ校は、申込者ご自身、もしくは米国滞在中のご家族の保険を購入する必要がある場合には、保険会社のリストをご案内することも可能です。保険についての詳しい情報、または購入方法については学校へお問い合わせを頂くか、NAFSA推奨の保険案内を参考にしてください。

<http://www.nafsa.org/resource/library/default.aspx?id=8823>

GVハワイのホームステイ規約は、以下のURLからご参照ください。

<http://gvenglish.com/schools/usa/hawaii/Accommodations/Homestays.html>

他の第三者が提供するGVの資料や広告情報に関しては、GVの書面による承認が必要です。

グローバルビレッジハワイ 問合せ先:

1440 Kapiolani Boulevard, Suite 1100, Honolulu, HI 96814 USA

TEL: (+1) 808 943 6800

FAX: (+1) 808 943 6400

Eメール: hawaii@gvenglish.com

PLEASE NOTE: The Japanese translation is only for reference purposes. While efforts have been made to ensure the accuracy of the translation, the official English version will always take precedence in the event of any discrepancy. Please do not hesitate to contact us if you have any questions.

ご注意: この日本語訳は、英文 “Global Village Refund, Transfer and Admissions Policies – Hawaii”、及び、“GV General Conditions”の参照目的のために作成されています。両言語間の不一致が生じた場合、英文の内容を正とします。